

◆ 大切な家族や自分自身のために

予防接種を受け忘れていませんか

【問い合わせ】健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666



予防接種はなるべく早めに受けましょう。受け忘れないか、母子健康手帳でご確認ください。ただし、無料で接種できる年齢以外で接種する場合は、自費となります。

《注意事項》 ○必ず医療機関へ予約をしてから接種し

てください。市内医療機関には予診票が置いてあります。市外(三重県内)で接種する人は予診票を渡しますので、担当課にご連絡ください。

○次の予防接種は無料で受けられます。

○詳しくは、かかりつけ医または担当課におたずねください。

予防接種名	回数	平成 26 年度中に無料で接種できる年齢
ヒブ	1～4回	生後2カ月～5歳未満 ※ヒブと肺炎球菌は5歳未満の人がかかることが多い病気です。
肺炎球菌	1～4回	
四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	4回	生後3カ月～7歳6カ月未満 ※平成24年9月～不活化ポリオワクチン、平成24年11月～四種混合ワクチンが導入されました。すでに三種混合ワクチン(4回)、生ポリオワクチン(2回)または不活化ポリオワクチン(4回)を接種している人は、接種不要です。
BCG	1回	1歳未満
麻しん・風しん混合(MR)	1回	1期：1歳～2歳未満 ※麻しんと風しんの単体ワクチンを1回ずつ接種している場合もあります。
	1回	2期：H20.4.2～ H21.4.1生まれ(年長児)

予防接種名	回数	平成 26 年度中に無料で接種できる年齢
水痘(水ぼうそう)	1～2回	1歳～3歳未満の場合は、2回 3歳～5歳未満の場合は、1回(平成27年3月31日までの経過措置) ※平成26年10月から定期接種化されました。水ぼうそうにかかったことのない人は、不足回数分を接種できます。
日本脳炎	4回	1期(3回)：3歳～7歳6カ月未満 2期(1回)：9歳～13歳未満 ※H7.4.2～H19.4.1生まれは20歳未満の間、不足回数分を接種できます。
二種混合(DT)	1回	11歳～13歳未満(小学校6年生相当) 小学6年生(12歳相当)～ 高校1年生(16歳相当)の女子
子宮頸がん	3回	※現在、積極的勧奨はしていませんが、希望すれば接種することもできます。

◆ 高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)を変更します

国保の高額療養費自己負担限度額など

【問い合わせ】保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151



制度改正に伴い、平成27年1月診療分から70歳未満の高額療養費の自己負担限度額(月額)を変更します。自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、今回の改正で適用区分を細分化し、70歳未満の適用区分は下表のとおり3つの現区分(A、B、C)から5つの新区分(ア、イ、ウ、エ、オ)に変更します。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている70歳未満の人で、平成27年1月以降も必要な場合は、再度申請が必要です。ただし、住民税非課税世帯ですでに長期入院に該当している人は、12月中旬に平成27年1月から7月まで使用できる新たな適用区分の限度額適用・標準負担額減額認定証を送付しますので、申請は不要です。

現区分	新区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
上位所得者(A)	ア	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	イ	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円を超え、901万円以下の世帯の人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
一般世帯(B)	ウ	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円を超え、600万円以下の世帯の人	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
	エ	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の人	57,600円 【44,400円】
市民税非課税世帯(C)	オ	平成26年度住民税非課税世帯の人	35,400円 【24,600円】

※【 】内は療養のあった月を含む過去12カ月で4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担限度額

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかどトピックス

コラム

図書・救急など

お知らせ 農地をほかの目的で使う場合 許可が必要です

農地（田、畑など）を農地以外の用途（宅地、駐車場、太陽光発電など）に転用する場合、農地法に基づく転用許可などが必要です。無許可で別の用途に転用することは農地法などに違反する恐れがあり、また、土地や目的によっては、農地以外の用途に転用できない場合があります。事前に農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2301 FAX 43-2313
農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

お知らせ 年末の交通安全県民運動 実施！

市内で交通死亡事故が多発しています。

夜間外出時には反射材を活用するなど、よりいっそう交通安全意識を高め、交通事故に注意しましょう。

【運動期間】 12月1日(月)～10日(水)

【運動の重点】

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】 市民生活課
☎ 22-9702 FAX 22-9641

お知らせ 工業統計調査の実施

工業統計調査を12月31日時点で実施します。この調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象として、わが国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づき報告義務があります。

また、調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国と地域行政の施策のための基礎資料として利活用されます。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。調査の趣旨、必要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

【問い合わせ】 総務課
☎ 22-9601 FAX 24-2440

～ウィークリー伊賀市～

今月は「さるびの温泉であったまろう」などをお送りします。

お知らせ 学習まんが「芭蕉さん」

芭蕉翁生誕370年記念事業実行委員会では、ふるさとの偉人「芭蕉さん」についてよく知ってもらうため、小学生用のまんが学習読本と中学生用小冊子を作成しました。

学校を通じて児童・生徒の皆さんに無料配布しましたが、市内にお住まいで、市外の小中学校に通っている人にも無料でお渡ししますので、ご希望の方はご連絡ください。

【問い合わせ】 文化交流課
☎ 22-9621 FAX 22-9628



お知らせ 農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書などを 提出してください

農業委員会委員選挙人名簿は、登載資格要件を備えている人からの申請によって調製され、この名簿に登載されていないと農業委員会委員選挙において投票することができませんので、配布する「選挙人名簿登載申請書」と、「農業従事日数等の登載について」を併せて提出してください。提出期限に遅れると名簿に登載されない場合があります。

【提出期限】 1月10日(出)

※土・日曜日、祝日は各支所時間外受付へ提出

【提出先】 農業委員会事務局・総務課・各支所振興課

【登載資格】 1月1日現在、市内に住所があり、3月31日現在において満20歳以上で、次のいずれかに該当している人。

- ① 1,000㎡(10a)以上の農地について耕作の業務を営む人
- ② ①の人と同居する親族、またはその配偶者で耕作に従事する日数がおおむね年間60日以上に達すると農業委員会が認めた人
- ③ 1,000㎡(10a)以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で年間60日以上耕作の業務に従事していると農業委員会が認めた人

【問い合わせ】 選挙管理委員会
☎ 22-9601 FAX 24-2440
農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

お知らせ 住民票の写しなどの コンビニ交付を開始します

平成27年2月2日から、住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるようになります。

【利用できる店舗】

- セブン-イレブン
- ローソン
- サークルKサンクス
- ファミリーマート

証明書のコンビニ交付をご利用いただくには、多目的利用登録をした住基カードが必要です。

すでに住基カードをお持ちの人でも、多目的利用の機能の登録をしていない場合は、多目的利用申請が必要です。申請の方法についてはお問い合わせください。

また、コンビニ交付サービスの利用方法など詳しくは、広報いが市1月5日号でお知らせします。

【問い合わせ】

住民課
☎ 22-9645 FAX 22-9643

お知らせ コミュニティ助成事業

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。比自岐地区住民自治協議会では、地域住民の連帯意識を深めるため実施している体育祭や夏まつりなどに使用する、テントや音響設備の備品を購入しました。

【問い合わせ】 地域づくり推進課

☎ 22-9639 FAX 22-9694



今月の納税

●納期限 12月25日(木)

納期内に納めましょう
国民健康保険税（6期）
固定資産税（3期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612